

[事案 2019-202] 新契約無効請求

・令和2年6月17日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年6月に信託銀行を募集代理店として契約した外貨建終身保険について、以下の理由により、契約を無効にして、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) クーリング・オフについての説明がなかった。
- (2) 他社商品よりも利率のよい商品として利率が2.2%であると説明されたので、高利率の預貯金のようなものだと思った。また、実質的利回りが2.01%であることの説明がなかった。
- (3) 年1回、定期支払金が円で振り込まれることは説明されたが、1ドルにつき50銭引かれるという説明はなかった。
- (4) 抽象的にリスクがあるとしか説明されず、質問をしても答えてくれなかった。
- (5) 10年後に解約した場合に手数料等控除される金額、保障基準価格の説明がなかった。
- (6) ご契約のしおり・約款、契約締結前交付書面兼商品パンフレットは、申込後の帰り際に渡されただけであり、契約締結前交付書面と商品パンフレットが同一のものであることもわからなかった。
- (7) 意向確認書兼適合性確認書については自分で読んでチェックするよう言われ、質問しても答えてくれなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由等により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約締結前交付書面兼商品パンフレットの該当ページを見せて、クーリング・オフについて説明した。
- (2) 本商品は保険商品であり預金とは異なることを説明している。また、実質的利回りが2.01%であることは質問がなかったので説明していない。
- (3) 定期支払金につき、1ドルにつき50銭引かれるという説明は、契約締結前交付書面兼商品パンフレットの注意喚起情報の説明の際に行った。
- (4) 為替リスクがあり円ベースで元本割れの可能性があること等を説明するとともに、申立人の質問にも答えている。
- (5) 解約控除率については、契約締結前交付書面兼商品パンフレットの注意喚起情報の説明の際に行った。また、保障基準価格の説明は質問がなかったのでしていない。
- (6) ご契約のしおり・約款は申込後の帰り際に渡したが、契約締結前交付書面兼商品パンフレットは、説明に使用し交付していたため、約款の説明を重ねてする必要もなかった。
- (7) 意向確認書兼適合性確認書については、募集人が説明しながら申立人に記載してもらった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。